

平成 26 年度 第 3 回法律学教育 FD/ICT 活用研究委員会 議事概要

- I. 日時：平成 26 年 10 月 2 日(木) 18:30 から 20:00
- II. 場所：私立大学情報教育協会 事務局 会議室
- III. 出席者：加賀山委員長、執行委員、高島委員、吉野委員 (Skype)
井端事務局長, 森下

IV. 資料

- ①「法と経営学」研究序説 (加賀山委員長)
- ② 法科大学院での教育実践を法学部教育の改革に活かす(加賀山委員長)
- ③ 法教育の必要性とその実現方法 (加賀山委員長)
- ④ 消費者教育・法教育のスタンダード化と体系化 (高島委員)

V. 本日の議題の概観

始めに本日の議題の概観について意見交換した。

主な意見は以下の通り

- ・ 今までの教育は詰め込み型。実際の現場で知識を使うとき、事実にあてはまったときにどのような知識をどのように使うかの訓練が決定的に欠けている。
- ・ 今後は、すべての知識を教えようとするのではなく、使いやすい最小限の生きた知識を事例と絡み合わせながら使うための教育が必要。
- ・ 様々な可能性を検討する必要があるので知識は必要。何が最小限の知識かの確定が難しい。
- ・ 一つの例として、1 年次生に契約を教えている。契約の流れ、すなわち成立しているかないか、有効か無効かを時系列の流れでチェックする。もう一つは契約類型をしっかりと頭に入れておく。契約の成立は 6 つの類型ですべてカバーできる。
- ・ 紛争を解決する際に役に立つように教えることが大事。特に主張と反論という視点で整理するのが有用。

VI. 議事内容

(1)事務局より参考資料の説明

(2)加賀山委員長の報告

契約の成立を題材とする教育メソッドについて、加賀山委員長より資料を用いた報告がなされた。内容の詳細は配付資料を参照。

資料①「法と経営学」研究序説：経営学の 6 分野に法律を割り振って検討する試み。

資料②：議論のためのプログラム

資料③：新しい採点方式

電子マナーの仕組みを素材とする教育メソッドについて報告。

→大事な点は図式化して示すのが効果的。

これらの資料で提示した試みは、事実と焦点を合わせ、紛争の解決方法を条文と関

連判例をあわせながら考える、という方向を基本としている。

リアクションペーパーを提出させ、これを素材に検討することで、個々人の学びの状況をよりよく把握できる。

VII. 高嶋委員の報告

消費者教育、法教育のスタンダード化と体系化について高嶋委員より報告がなされた。内容は配布資料を参照。

VIII. 主な意見

- ・ 教養教育の中で法学教育を見直そうとするならば市民性を涵養するための学びは何なのかを考えるうえで必要な能力は何かを明らかにする(あぶり出す)ことが必要。
- ・ 消費者教育、経営のための法学教育と市民性を涵養するための教育とは異なるのではないか。市民生活を涵養するためにどのように法律を用いることができるかを考えるほうがよいのではないか。
- ・ 社会の基本となる原理を明確に示すことが必要。
- ・ 教養教育、市民性の涵養という視点で考えた場合、法律の細かい点ではなく基本的な仕組みを知っておくことで足りるのではないか。
- ・ 社会構造が変化しているので、その基本的な仕組み自体を示すことが難しい。
- ・ 生涯にわたって学習できる機会を確保することが必要。
- ・ 学び方の学習が必要。
- ・ いくつか質問させて欲しい。第1に3つの社会構造の変化のうち、少子高齢化が重要な理由は何か。第2に、官僚制の弊害が教育にも表れている点の指摘は重要。第3に、市民教育として必要な事項は何か、個別化しないほうがよいのではないかという事務長の指摘は重要。日本の教員は充分なリベラルアーツの教育を受けていないので、危険なところがある。対応として、プロブレムメソッドを用いた教育が重要。
- ・ 少子高齢化が重要なポイントである理由は、社会変化の最も顕著な点は、人口が減っていること。現在は核家族、さらに1人世帯が増加している。また、高齢化が進んでいくと高齢者への対応がさらに社会問題化する。今後は日本に限らずどの国でも少子高齢化の問題が生じるはずなので、国際的にも意味がある。
- ・ 市民性の涵養として例えば労働問題についてプロブレムメソッドを用いるとすれば、例として、一方的に首にされたという事例を使い、労働によって金銭を得ることの意味、労働契約の意味などから入って雇用契約の意味労働者を保護する必要性などに入っていくのはどうか。
- ・ プロブレムから入って考えさせる。そこで市民として必要な教養的法学を理解させる。問いかけ、考えさせる方が分かりやすいのではないか。

VIII 今後の予定

次回の委員会は2月4日(木)に開催する。

そのときまでに各委員は、本日議論された市民教育の対象素材のいくつかを用いて、教養教育としての法学教育をどういう仕組みで学修させるかプロブレムメソッドによる授業の組み立てのイメージをメモで用意する。

市民性の涵養についての能力体制を別途事務局で送る。